

# 後期高齢者医療制度

■問い合わせ 保険医療課 医療係 ☎0561・56・0739

## ●保険証の更新

現在お持ちの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。

※更新の手続きは不要です。

※8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください。

## ▼配達時に不在だった場合

郵便受けに案内（不在届連絡票）が入ります。郵便局の支店へ再配達依頼をするか、郵便局の支店で直接受け取ってください。

## ●医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割または1割）は、令和元年中の所得などで判定されます。

### （表1）

負担割合が3割と判定された人のうち、一定の要件（表2）に該当する人は、申請すれば、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

※自分の負担割合が1割に該当しても、3割に該当する人が世帯内にいる場合は、同じ負担割合（3割）となります。

## ●保険料の決定

令和元年中の所得などに

基づき計算した「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

## ▼保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。一定の要件に該当する人は、保険料が軽減されます。（表3）  
なお、一人あたりの年間保険料上限額は64万円です。

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額} 4万8,765円 + \text{所得割額} (\text{令和元年中の所得金額} - 33万円) \times 0.0964$$

（表1）医療機関で支払う自己負担割合の判定基準

要件	割合
世帯内に令和2年度町県民税（住民税）の課税標準額が145万円以上である後期高齢者医療制度加入者がいない	1割
世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書所得（総所得金額から33万円を控除した額）の合計が210万円以下	
上記以外	3割

（表2）自己負担割合の再判定

要件
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつその人の収入額が383万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつ同じ世帯内に70歳から74歳の人が入り、後期高齢者医療制度加入者と70歳から74歳の人の収入額の合計が、520万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が2人以上で、かつ後期高齢者医療制度加入者全員の収入額の合計が520万円未満

3割負担と判定されても、令和元年中の収入などが上記のいずれかに該当する場合は、「基準収入額適用申請書」の提出により1割負担になります。



### (表3) 所得の低い世帯の保険料軽減

令和元年中の所得などが以下の要件に該当する場合は、保険料が軽減されます。

要件		軽減措置	
		均等割額	所得割額
世帯主とその世帯にいる後期高齢者医療制度加入者全員の	所得の合計が33万円以下	7.75割軽減	—
	所得の合計が33万円以下で、後期高齢者医療制度加入者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない場合)	7割軽減	—
	所得の合計が33万円を超え、33万円+(28.5万円×世帯の後期高齢者医療制度加入者数)以下	5割軽減	—
	所得の合計が33万円を超え、33万円+(52万円×世帯の後期高齢者医療制度加入者数)以下	2割軽減	—
後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社などの健康保険の被扶養者だった場合		5割軽減 (加入から2年を経過する月まで)	課せられず

※所得金額の合計が33万円以下の世帯を対象とした軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に本来制度の仕組み(7割軽減)に戻すこととされています。

## 後期高齢者医療 コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、下記期間において、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター(電話窓口)を開設します。保険料の算定方法、低所得者に対する軽減特例の見直し、保険証の負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。

### 〈お問い合わせ〉

**0570-011558** (ご利用には通話料がかかります。)

【期間】7月13日(月)～8月31日(月) ※土日・祝日も開設

【時間】午前8時45分～午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※納付方法など納付に関するご相談については、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

### 〈ご注意〉

コールセンターは、受信専用です。**還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。**不審な電話がありましたら、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

詳しくは 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課 保険料グループ ☎052・955・1223  
東郷町役場 保険医療課 医療係 ☎0561・56・0739